株式交換に係る事後開示事項

東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号 株式会社光通信 代表取締役社長 和田 英明

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 51 番 7 号 株式会社ザッパラス 代表取締役社長 溝上 雅俊

株式会社光通信(以下「光通信」といいます。)と株式会社ザッパラス(以下「ザッパラス」といいます。)は、2025年7月25日付で両社の間で締結した株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2025年11月1日を効力発生日として、光通信を株式交換完全親会社、ザッパラスを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日

2025年11月1日

- 2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過該当事項はございません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

ザッパラスは、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 10 月 10 日付で、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である光通信の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告いたしましたところ、会社法第 785 条第 1 項の規定により株主 1 名 (株式数 5,300 株) よりザッパラスに対して、株式の買取りが請求されました。買取価格については現在協議中です。

- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過該当事項はございません。
- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過 該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

光通信は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条 第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規 定による請求に係る手続について、該当事項はございません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

光通信は、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2025年10月10日付で、光通信の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるザッパラスの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、光通信は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はございません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数

本株式交換により光通信に移転したザッパラスの普通株式の数は、本株式交換により光通信がザッパラスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のザッパラスの発行済株式総数 8,949,178 株から、光通信が保有するザッパラスの株式 5,634,200 株を除いた、3,314,978 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.(4)記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項

- (1) 光通信は、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した光通信の株主(当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。)は1名であり、その有する反対通知に係る株式の数は400株でした。当該株式数は、会社法施行規則第197条に規定する数を下回ります。
- (2) ザッパラスは、会社法第783条第1項の規定により、2025年9月30日開催の臨時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) ザッパラスの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において 2025 年 10 月 30 日付で上場廃止となりました。
- (4) ザッパラスは、2025 年 10 月 17 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時をもって、基準時に おいて保有していた自己株式 1,789,822 株の全てを消却いたしました。
- (5) 光通信は、本株式交換に際して、基準時のザッパラスの株主(但し、前(4)に記載のザッパラスの自己株式の消却後の株主をいい、光通信を除きます。)に対し、その保有するザッパラスの普通株式1株につき光通信の普通株式0.0104株の割合をもって、光通信が保有する自己株式を割当交付いたしました。光通信が割当交付した光通信の普通株式の合計は34,475株です。

\	that is talked at	. ~	A A	
(6)	本株式交換に伴	4う光浦信の資本金	及び準備金の額の	変動はございません。

以 上